○法務省令第二十四号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

法務大臣　三好　雅子

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則（平成十三年法務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第一条　法務局又は地方法務局の支局（以下「支局」という。）を各法務局又は地方法務局につき別表第一の支局欄（同欄中括弧のつけてあるものを除く。以下第三条まで同様とする。）のとおりに置き、法務局若しくは地方法務局又はその支局の出張所（以下「出張所」という。）を各法務局若しくは地方法務局又はその支局につき同表の出張所欄（同欄中括弧のつけてあるものを除く。以下第三条まで同様とする。）のとおりに置く。	**第一条**　法務局又は地方法務局の支局（以下「支局」という。）を各法務局又は地方法務局につき別表支局欄（同欄中括弧のつけてあるものを除く。以下第三条まで同様とする。）のとおりに置き、法務局若しくは地方法務局又はその支局の出張所（以下「出張所」という。）を各法務局若しくは地方法務局又はその支局につき別表出張所欄（同欄中括弧のつけてあるものを除く。以下第三条まで同様とする。）のとおりに置く。
第二条　支局又は出張所の名称は、別表第一の支局欄中「小樽」とあるのは「札幌法務局小樽支局」と、同表出張所欄中「北」とあるのは「札幌法務局北出張所」とし、以下これにならうものとする。	**第二条**　支局又は出張所の名称は、別表支局欄中「小樽」とあるのは「札幌法務局小樽支局」と、同表出張所欄中「北」とあるのは「札幌法務局北出張所」とし、以下これにならうものとする。
第三条　支局又は出張所の位置は、別表第一の支局欄又は出張所欄及び位置欄によって示されるとおりとする。	**第三条**　支局又は出張所の位置は、別表支局欄又は出張所欄及び位置欄によって示されるとおりとする。
第四条　法務局、地方法務局又は支局の戸籍及び公証の事務に関する管轄区域は、別表第一の支局欄（同欄中括弧のつけてあるものは、本庁を示すものとする。）及び管轄区域欄によって示されるとおりとし、法務局、地方法務局、支局又は出張所の登記の事務（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第五条第一項（同法第十四条第一項において準用する場合を含む。）及び後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第二条第一項の事務を除く。）に関する管轄区域は、同表の出張所欄（同欄中括弧のつけてあるものは、本庁又は支局を示すものとする。）及び管轄区域欄によって示されるとおりとし、法務局、地方法務局、支局又は出張所の法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成三十年法律第七十三号）に定める遺言書の保管に関する事務に関する管轄区域は、別表第二の官署欄及び管轄区域欄によって示されるとおりとする。	**第四条**　法務局、地方法務局又は支局の戸籍及び公証の事務に関する管轄区域は、別表支局欄（同欄中括弧のつけてあるものは、本庁を示すものとする。）及び管轄区域欄によって示されるとおりとし、法務局、地方法務局、支局又は出張所の登記の事務（動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第百四号）第五条第一項（同法第十四条第一項において準用する場合を含む。）及び後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第二条第一項の事務を除く。）に関する管轄区域は、別表出張所欄（同欄中括弧のつけてあるものは、本庁又は支局を示すものとする。）及び管轄区域欄によって示されるとおりとする。

別表第一

札幌法務局				
支局	出張所	位置	管轄区域	
［略］				
小樽	（小樽）	北海道	北海道の内 小樽市 積丹郡 古平郡 余市郡	
［略］				
さいたま地方法務局				
支局	出張所	位置	管轄区域	
［略］				
越谷	［略］	春日部	埼玉県	埼玉県の内 春日部市 ［南埼玉郡 北葛飾郡の内 杉戸町
	［略］			
［略］				
神戸地方法務局				
支局	出張所	位置	管轄区域	
［略］				

別表

札幌法務局				
支局	出張所	位置	管轄区域	
［同上］				
小樽	（小樽）	北海道	北海道の内 小樽市 積丹郡 古平郡 余市郡	
［同上］				
さいたま地方法務局				
支局	出張所	位置	管轄区域	
［同上］				
越谷	［同上］	春日部	埼玉県	埼玉県の内 春日部市 ［南埼玉郡の内 宮代町 北葛飾郡の内 杉戸町
	［同上］			
［同上］				
神戸地方法務局				
支局	出張所	位置	管轄区域	
［同上］				